

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員24名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数21名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒	4 戸田修司
5 岡林興通	6 近本静信		8 長野健二
9 越智幹男	10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆
13 越智要	14 桑田誠	15 森京典	16 新居田守
17 津吉利幸		19 岡田勝利	20 藤本博
21 野間義郎	22 松岡一誠		24 近松安文

欠席委員数3名

7 本宮勇 18 吉井一浩 23 永井政則

4. 議事に関する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	谷内義孝
主事	江頭好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第37号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～14）

議案第38号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～2）

議案第39号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～4）

議案第40号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～6）

議案第41号

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

報告第21号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～8）

報告第22号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（受付番号1～2）

報告第23号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～3）

報告第24号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1）

6. 議事録

議長 ただ今から令和3年度第6回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員24名中21名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に5番岡林興通委員、19番岡田勝利委員を私から指名させていただきます。

議長 議案第37号「農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第37号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は玉川町畑寺にある農地9筆で、登記地目は田、畑、面積は合計8,382㎡でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は大西町脇にある農地7筆で、登記地目は畑、山林、面積は合計8,850㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は大西町山之内にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計4,377㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は大西町山之内にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は578㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は吉海町名にある農地3筆で、登記地目は田、畑、面積は合計980㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は伯方町木浦にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計4,190㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号7] 申請地は伯方町北浦にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計3,352㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 8] 申請地は伯方町北浦にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 468 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 9] 申請地は上浦町瀬戸にある農地 1 1 筆で、登記地目は畑、面積は合計 7, 535 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 10] 申請地は上浦町井口にある農地 4 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2, 623 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 11] 申請地は大三島町明日、宮浦にある農地 1 1 筆で、登記地目は畑、面積は合計 9, 472 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 12] 申請地は大三島町野々江にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 907 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 13] 申請地は大三島町野々江にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 328 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 14] 申請地は大三島町口総にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 7, 887 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計 14 件、80 筆、面積 69, 929 m²となっております。地元委員さん 2～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
議員 (意見、質問なし)
議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
議員 (異議なし)
議長 それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第38号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計1487㎡で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計1528㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局 続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。
それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。
①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。
今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第39号は農地法第4条の規定による許可申請、第40号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第39号 受付番号1] 申請人は農業者1名、申請地は富田地区高市の1筆で、地目は田、面積は204㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、申請人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、今年の4月に老朽化した居宅を取り壊したため、既存の宅地に隣接する申請地を一体的に利用し、農家住宅を新たに建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日、許可日から令和3年12月25日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2] 申請人は農業兼会社役員1名、申請地は波方地区養老の1筆で、地目は畑、面積は802㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は趣味で盆栽をしていますが、これまで使用していた盆栽置場を土地所有者に返却することになり、新たな置場を確保する必要があるため、交通の便が良い申請地を利用して盆栽を置くための露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日、許可日から令和3年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3] 申請人は農業者1名、申請地は大西地区脇の1筆で、地目は畑、面積は615㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農業用倉庫であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、申請人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、農機具や柑橘貯蔵庫の保管場所が不足しているため、自宅敷地に近く営農に利便性の良い申請地を利用して農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日、許可日から令和3年12月20日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件については違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号4] 申請人は自営業兼農業者1名、申請地は上浦地区井口の2筆で、地目は畑、面積は合計275㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、これまで居住していた店舗兼用住宅が老朽化し住み続けることが困難になったため、住み慣れた同じ地区内にある申請地を利用して自己用住宅を新たに建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了予定となっております。

[議案第40号 譲受人は公務員1名、譲渡人は会社員兼農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は田、面積は498㎡でございます。

受付番号1]

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、実家に近く母親の介護に利便の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書(写)が添付されております。

[受付番号2] 譲受人は自営業者1名、譲渡人は自営業兼農業者1名、申請地は富田地区上徳の1筆で、地目は田、面積は377㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、近くに病院やスーパーがある生活環境の良い申請地を母親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号3] 譲受人は会社役員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は波方地区樋口の1筆で、地目は畑、面積は497㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市波方支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、申請地の近隣にある事業所に勤務する方々からの要望を受け、駐車場としての立地条件や必要面積を満たす申請地を譲り受け、貸露天駐車場として整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4] 譲受人は会社員1名、譲渡人は自営業者1名、申請地は波方地区小部の1筆で、地目は畑、面積は98㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、現在の借家と同じ波方町内にある宅地を購入し自己用住宅を建築する予定ですが、宅地の前面道路の幅員が狭く住宅敷地に車の乗り入れが出来ないため、宅地に近接する申請地を譲り受け、自家用車用の露天駐車場として整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日で、許可日から令和4年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業兼会社役員1名、申請地は波方地区養老の1筆で、地目は畑、面積は498㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、勤務先に近い申請地を妻の祖父から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は吉海地区福田の1筆で、地目は田、面積は合計785㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申

請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年8月13日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま

す。また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

議員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

議員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第39号 受付番号1、3については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 議案第41号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。

議案第41号は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてでございます。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、農業経営基盤強化促進法施行令第2条の規定に基づき、概ね5年に一度の見直しを行うこととなっております、今治市長より令和3年8月12日付けで、意見を求められています。

前回の見直しは、平成28年でございましたが、愛媛県における基本方針が令和3年4月に変更決定されたことに伴い、今治市においても変更を行うものとなっております。

それでは主な変更点をご説明します。

まず1つめは、愛媛県の基本構想に基づき、各項目の内容を変更しております。

2つめは、認定農業者制度に係る目標所得の検討ですが、検討結果、目標所得については、440万円のままとしております。

3つめとして、認定農業者等への農用地の集積目標について、見直しを行い、18.8%から20%へ変更しております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。

議員 (意見、質問なし)

議 長 原案どおり承認することにご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、適当といたします。

議 長 報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
報告第21号は農地法第3条の3届出、報告第22号は農地法第4条届出、報告第23号は農地法第5条届出でございます。
報告第21号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は8件の届出がありました。第22号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は439㎡でありました。第23号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は3件の届出があり、合計面積は2,424㎡でありました。第22号及び第23号につきましては、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第21号から第23号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

事務局 [報告第24号 令和3年7月20日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。
受付番号1]

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。
せつかくの機会でございますが何かございませんか。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。